

審 査 基 準

令和 7 年11月28日作成

法 令 名：	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第 7 条の 3 第 3 項において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：	法人の分割による許可証の書換え
原 権 者：	大分県公安委員会
法 令 の 定 め：	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 1 条（書換え申請書の提出）及び第85条において準用する規則第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：	14日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：	当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：	